

令和 7 年 12 月 15 日

京都工芸繊維大学フェローシッププログラム申請者各位

京都工芸繊維大学

令和 8 年度京都工芸繊維大学フェローシッププログラムにおける変更点について

京都工芸繊維大学では、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の実施に際し、本学における異分野融合の研究環境や大学院教育・研究指導体制、地元産学公協力体制のもと、イノベーションを先導する分野横断型博士人材の育成を目指す目的とする、幅広い専攻の博士学生に対する支援プログラム（フェローシッププログラム）を提供しています。

令和 8 年度京都工芸繊維大学フェローシッププログラムの募集に先立ち、文部科学省および JST より SPRING 事業見直しの方針が示されたことを受けて、今回の募集では支援対象者および支援内容の一部が令和 7 年度以前の制度から変更されます。主な変更点は下記のとおりです。

なお、フェローシッププログラム制度の詳細については募集要項を参照してください。

#### 記

変更点 1. 研究奨励費（生活費相当額）支給対象者について

令和 7 年度以前の制度	令和 8 年度の制度
採用者全員に対して支給	<p>採用者のうち、<u>次の①・②のいずれかに該当する者にのみ支給</u></p> <p>① 日本国籍を有する者 ② 「永住者※」等の在留資格を有する外国籍の者</p> <p>※その他該当する在留資格については募集要項の 2 ページ 3 (1) および巻末の別表を参照すること</p> <p><u>【注】在留資格が「留学」の者に対して、研究奨励費（生活費相当額）の支給はありません</u></p>

(裏面に続く)

## 変更点2. 国費留学生等の申請資格について

令和7年度以前の制度	令和8年度の制度
文部科学省国費外国人留学生制度による支援、又は本国からの奨学金等の支援を受ける者については申請資格を有しない	文部科学省国費外国人留学生制度による支援、又は本国からの奨学金等の支援を受ける者についても <u>申請資格を有する</u> ただし、上記に該当する者がフェローシッププログラム採用された場合、 <u>研究奨励費（生活費相当額）</u> の支給はありません

注意：下記の例に該当するような国費による研究費支援を受ける者は申請資格を有しません。

- (例) • JST「次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生）」の選抜学生  
• 独立行政法人日本学術振興会（JSPS）の特別研究員  
• 独立行政法人国際協力機構（JICA）から支援を受けるJICA留学生  
• JST「日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）」の若手育成対象者

## 変更点3. 研究費の増減について

令和7年度以前の制度	令和8年度の制度
研究費の増減について具体的な基準は明示なし	令和8年度（新規採用時）、令和9年度以降（支援2年目以降）における研究費の増額支給について具体的な基準を明示する※ ※詳細は募集要項12ページ8（2）を参照すること

以上

<本件に関する問合せ先> Contact  
学生支援・社会連携課 経済支援係  
Financial Support, Student Support and Community Outreach Office  
TEL : 075-724-7150 E-mail : shogaku@jim.kit.ac.jp